

# 建設緑政局地方分権推進会議設置要綱

## （目的及び設置）

第1条 建設緑政局における地方分権推進への対応を図るため、建設緑政局地方分権推進会議（以下「推進会議」という。）を設置する。

## （所掌事務）

第2条 推進会議の所掌事項は次の各号に掲げるものとする。

- （1）地方分権の推進に係る建設緑政局の方針の策定に関すること。
- （2）その他地方分権の推進に関すること。

## （組織）

第3条 推進会議は、別表に掲げる職にある者をもって組織する。

- 2 推進会議に座長を置き、座長は建設緑政局長をもって充てる。
- 3 推進会議は、座長が必要に応じて召集し、会務を総理する。
- 4 座長は必要に応じて、各区道路公園センター所長等、他の関係職員及び関係者の出席を求めることができる。

## （専門部会の設置）

第4条 推進会議には、必要に応じて専門部会を設置する。

- 2 専門部会は、推進会議により任命された者をもって組織する。

## （事務局）

第5条 推進会議の事務局は、建設緑政局総務部企画課に置く。

## （その他）

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、座長が定める。

## 附 則

この要綱は、平成23年12月8日から施行する。

## 附 則

この要綱は、令和2年12月25日から施行する。

別表（第3条関係）

座長	建設緑政局長
	建設緑政局総務部長
	広域道路整備室長
	建設緑政局緑政部長
	建設緑政局道路管理部長
	建設緑政局道路河川整備部長
	建設緑政局自転車利活用推進室長
	建設緑政局総務部庶務課長
事務局	建設緑政局総務部企画課長